

岩手県告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営日形地区（上通換地区、共和換地区及び中神換地区）土地改良事業（一関市）に係る換地処分をした。

令和3年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也